

## 今回の作業の考え方

1 法規制、技術的問題により、134箇所から、さらに抽出作業を行う。

- (1) 特定希少野生動植物保護区  
希少野生動植物保護（県条例）の観点から、該当する場合は、候補地から除外する。
- (2) 生息地等保護区  
希少野生動植物保護（法）の観点から、該当する場合は、候補地から除外する。
- (3) 特定植物群落  
希少野生動植物保護の観点から、該当する場合は、候補地から除外する。
- (4) 活断層からの距離  
土木構造物を構築する際に活断層を考慮するケースとして貯水ダムがあり、半径300mの範囲に活断層があるときは基本的には、ダムの構築を避けていることから、300m未満の候補地は除外する。
- (5) 土石流危険渓流  
処理施設の安全を確保するため、土石流危険渓流に該当するものは、候補地から除外する。
- (6) 市町村指定重要文化財  
文化財等の保護の観点から、該当する場合は、候補地から除外する。
- (7) 市町村指定史跡名勝天然記念物  
文化財等の保護の観点から、該当する場合は、候補地から除外する。

134箇所      93箇所

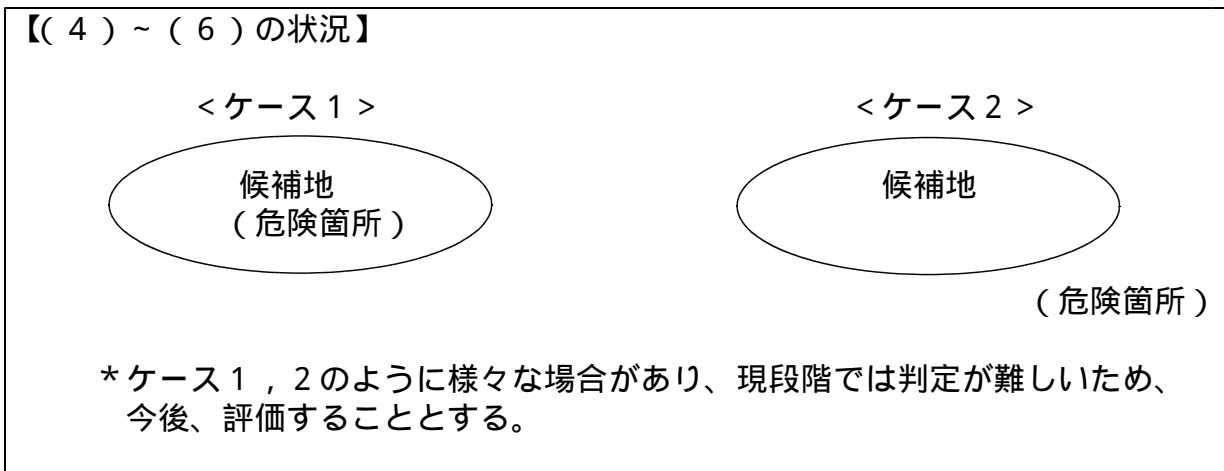
2 上記1で得られた箇所について、評価を行う。今回は、現実的問題として処分場建設に困難が伴うと考えられ、この段階で除いておくことが作業上妥当と考えられる候補地を除くこととする。

- (1) 流域の位置関係  
候補地の下流域に他県が存在するときは、他県域（県、市町村、住民）との調整には様々な困難が予想され、より多くの時間を要するため、候補地から除く。
- (2) 住宅からの距離  
処分場建設及び操業に際して、住環境・生活環境の観点から、最寄りの住宅からの距離が近すぎると好ましくない。100m未満の候補地は、候補地から除く。
- (3) 学校からの距離  
処分場建設及び操業に際して、住環境・生活環境の観点から、最寄りの小学校又は中学校からの距離が近すぎると好ましくない。500m未満の候補地は、候補地から除く。

93箇所      42箇所

\* 水源からの距離等、次の項目による評価も行う必要があるが、この42箇所の候補地同士を比較のうえ判断することが妥当と考えられるので、次回の評価（P7「今後の評価作業について」へ）とする。

- (1) 水源からの距離  
水源からの距離を算出し、評価する。
- (2) 道路からの距離  
最寄りの道路（幅員3m以上）からの距離を算出し、評価する。
- (3) 既存の最終処分場からの距離  
最寄りの一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場からの距離を算出し、評価する。
- (4) 地すべり危険箇所  
地すべりの危険性について、評価する。
- (5) 急傾斜地崩壊危険箇所  
急傾斜地崩壊の危険性について、評価する。
- (6) ため池危険箇所  
ため池崩壊の危険性について、評価する。



- (7) 市町村指定環境保護区  
市町村指定環境保護区があるものは、それに対する影響について評価する。
- (8) 市町村等の開発計画  
市町村等の開発計画があるものは、それに対する影響について評価する。